

申告・相談日程表

月日	地区	時間・場所
2月13日(水)	岡田	〔時間〕 午前9時～正午 午後1時～4時
14日(木)		
15日(金)		
18日(月)		
19日(火)	栗熊、富熊	〔場所〕 栗熊コミュニティセンター 多目的ホール
20日(水)		
21日(木)		
22日(金)		
25日(月)		
綾歌地区全域		

月日	地区	時間・場所
2月13日(水)	上法軍寺	〔時間〕 午前9時～正午 午後1時～4時
14日(木)	下法軍寺	
15日(金)	東小川	
18日(月)	西坂元、真時	
19日(火)	川原	〔場所〕 飯山市民総合センター 多目的ホール
20日(水)	東坂元	
21日(木)		
22日(金)		
25日(月)		
飯山地区全域		

お願い

指定会場以外での受け付けはしませんので、ご注意ください。市役所別館1階の税務課窓口での確定申告の受け付けもしませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

月日	場所	地区	時間
2月26日(火)	JA郡家支店	郡家・三条	午前9時～正午 午後1時～4時
27日(水)	JA飯野支店	飯野	
	JA垂水支店	垂水	
28日(木)	JA飯野支店	飯野	
	JA垂水支店	垂水	
29日(金)	JA川西支店	川西	
3月4日(火)	市役所別館5階	金倉、新田	
		中津	
		津森、今津	
5日(水)	市役所別館5階	土器	
7日(金)		山北、柞原	
		田村、原田	
10日(月)		原田団地	
		城西	
11日(火)		城北	
12日(水)		城坤、城乾	
13日(木)		市内全域	
14日(金)		(綾歌、飯山地区含む)	
17日(月)			

月日	場所	時間
3月3日(月)	本島市民センター	午前9時～午後4時半
	牛島集会場	午前9時～11時半
3月3日(月)	広島市民センター	午前10時半～午後5時
	小手島漁民シンポジウム	午前9時半～11時半
	手島自然教育センター	午後1時半～4時半

主な税制改正点

会員権などの譲渡によつて生じる所得や先物取引に係る所得などがある人は、税務署の会場（ひまわりセンター）で申告してください。

（一）住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

平成十七年一月一日現在、六十五歳以上の人（昭和十五年一月二日以前に生まれた人）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢にかかわらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成十八年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成十八年度には税額の三分の二、平成十九年度には税額の三分

（二）住民税の地震保険料控除が創設されました

損害保険料控除が廃止され、平成二十年度の市県民税から地震保険料控除が適用されます。ただし経過措置として平成十八年十二月三十一日以前に加入している長期損害保険については、これまでの損害保険料控除（上限一万円）を適用することができます。短期損害保険料控除は廃止されました。



年度	市民税		県民税	
	均等割	所得割	均等割	所得割
平成18年度	1,000円	算出所得割額の1/3課税	300円	算出所得割額の1/3課税
平成19年度	2,000円	算出所得割額の2/3課税	600円	算出所得割額の2/3課税
平成20年度	3,000円	算出所得割額の全額課税	1,000円	算出所得割額の全額課税

の一角が軽減されてきましたが、平成二十年度にはこの経過措置がなくなります。



平成19年中の所得申告

税務課 ☎8857
綾歌市民総合センター ☎2311
飯山市民総合センター ☎7950

申告は3月17日までに指定の会場で

申告の必要な人

平成二十年一月一日現在、丸亀市に住所があり、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。なお、所得税の確定申告書を税務署に提出する人は、市民税の申告をする必要はありません。

- ◆ 商工業、農業、不動産などの事業をして所得のある人
- ◆ 給与所得者（サラリーマン）や年金受給者で次のような人
 - 二か所以上から給与をもらっている人
 - 厚生年金や国民年金などの二つ以上の年金を受け取っている人
 - 給与と年金の両方を受け取っている人



申告に必要な物

- ◆ 印鑑
- ◆ 所得金額が分かる資料
- ◆ 給与所得や年金の源泉徴収票
- ◆ 農業収入、農業関係領収書および減価償却資料
- ◆ 所得控除額がわかる資料
 - 社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料など）の控除証明書または領収書
 - 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
 - 医療費控除を受ける場合は医療費の領収書
- ◆ 非課税所得のみの人（障害年金、遺族年金、失業保険受給者など）



提出期限は…

◆ 平成十九年中の所得に関する申告期間は、二月十三日(水)から三月十七日(月)までです。市では、次の日程表のとおり申告や納税の相談に応じています。また、税務署より申告案内（青色申告または申告場所が税務署と指定）がきている人、譲渡所得（株式、土地・建物、ゴルフ

- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病手帳など
- ◆ 納税や還付のために
 - 所得税の振替納税を希望する人や還付金を受け取る人は、申告者本人の通帳（口座番号が分かる物）と金融機関お届け印（還付金は原則口座振り込みとなります）
 - 税務署から申告書を送付されている人はその申告書
- ◆ 住宅借入金等特別控除
 - 所得金額や所得控除の計算資料のほかに、住民票の写し、登記簿謄本または抄本、借入金年末残高証明書、工事請負契約書または売買契約書の写しが必要で